

平成30年1月25日

## 津労働基準監督署における文書の紛失について

三重労働局（局長 林 雅彦）は、津労働基準監督署（以下「津署」という。）において発生した個人情報を含む文書の紛失について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、その概要をお知らせします。

### 記

#### 1 事案の概要

津署において、A労働保険事務組合（以下「A事務組合」という。）から提出されたB事業場に係る特別加入申請書（中小事業主等）（以下「申請書」という。）及び特別加入時健康診断申出書（以下「申出書」という。）（以上の書類一式を以下「申請書等」という。）を紛失する事案が発生した。

申請書等には、B事業場の事業主氏名、事業場名、所在地、特別加入予定者C氏（以下「C氏」という。）の氏名、生年月日等が記載されていた。

#### 2 事実経過

- (1) 平成29年11月29日、総務部労働保険徴収室（以下「徴収室」という。）において、A事務組合から提出のあった平成28年度確定平成29年度概算保険料申告内訳書にかかる第1種特別加入者欄の中に、未承認者（C氏）の名前が確認された。このため、徴収室は、A事務組合に電話照会を行ったところ、C氏に係る申請書等は津署に提出済の旨申し出があった。直ちに、当該申請書等の処理状況を確認したところ、特別加入システム受付入力及び同署からの移送を受けた事跡がなく、同室事務室内を捜索したが発見に至らなかったため、同署に対して当該申請書等の処理状況の確認を指示した。
- (2) 同日、津署において、当該申請書等の処理状況を確認したところ、特別加入システムの受付入力及び徴収室に移送した事跡がないことを確認した。
- (3) 同月30日、同署労災課長がA事務組合を訪問の上、保管されていた当該申請書等の事業主控を確認したところ、当該申請書は同年5月29日、当該申出書は同年6月2日に受理した記録を確認した。直ちに、署内をくまなく捜索したが発見に至らなかったため、紛失したものと判断した。
- (4) 同月30日、署長及び労災課長がA事務組合を訪問の上、経過説明及び謝罪を行い、了承を得た。
- (5) 12月6日、署長及び労災課長がB事業場に訪問の上、事業主及びC氏に対して経過説明及び謝罪を行い、了承を得た。

現在においても、当該申請書等は発見に至っていないが、外部に持ち出す書類でないため、他の不要文書に紛れて廃棄した可能性が高いと考えられる。

#### 3 発生原因について

- (1) 当該申請書等は、受理後、指定保管場所（「特別加入関係書類箱」）にて保管し、入力担当者により速やかに入力処理等を行う手順となっているが、当該申請書等を受理後、所定の特別加入関係書類箱に保管及び入力処理等が適正に行われなかったこと。
- (2) 不要書類を廃棄する際、廃棄対象でない書類を混入させていないことの確認が不十分

であったこと。

#### 4 再発防止対策

- (1) 津署においては、平成29年11月30日、署長から署内職員に事実経過の説明及び文書管理、個人情報管理及び事務処理の徹底指示を改めて行った。
- (2) 労働局においては、11月30日、局幹部会議にて事案の説明と労働局長から個人情報の適切な管理の徹底について指示するとともに、総務課から各労働基準監督署及び公共職業安定所等に対して事案の概要を通知し、個人情報の適切な管理の徹底について指示を行った。

「担当」

三重労働局労働基準部労災補償課

労災補償課長 馬場 祐一

主任監察官 横山恵以子

TEL 059-226-2109(内線443)